平成２８年（フ）第５７２号
埼玉県日高市大字猿田119番地27
債務者　小川　　力
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月16日午後２時
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第６４０号
埼玉県狭山市入間川２丁目23番５号　ホワイトピア入間川205
債務者　本山　博章
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月16日午後２時
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１６５６号
愛知県知多郡東浦町大字緒川字平成63番地ハイツＳＡＫＵＲＡ206号
債務者　前田　怜子
1　決定年月日時　平成28年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月６日午後２時
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１２０１号
東京都日野市西平山５丁目23番地の219チェリーハウス103
債務者　笹川　理加
1　決定年月日時　平成28年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月22日午後２時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１０９号
栃木県小山市西城南３丁目12番地５　シャトレ海老沼Ｐａｒｔ３―105
債務者　大森真知子
1　決定年月日時　平成28年12月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月24日午後１時45分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２８年（フ）第１１２６号
東京都羽村市栄町１丁目11番地５ライオンズマンション羽村401
債務者　吉田　　功
1　決定年月日時　平成28年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月24日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１１３２号
東京都狛江市岩戸南４丁目27番14号レオネクストファミールⅠ101
債務者　藤見　結花（旧姓落合）
1　決定年月日時　平成28年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月24日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１１７０号
東京都多摩市豊ヶ丘２丁目１番地９―301
債務者　高須　　誠
1　決定年月日時　平成28年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月24日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第５５３号
栃木県那須烏山市熊田979番地45
債務者　柴山　律子
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月24日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第６７０号
静岡市駿河区小鹿1507番地の６　ローズマリー105号
債務者　梅野　裕幸
1　決定年月日時　平成28年12月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月１日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１２１７号
東京都小平市小川西町４丁目７番10―301号
債務者　阿部　幸恵
1　決定年月日時　平成28年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月１日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１１６０号
東京都国立市西３丁目６番地の４セピア国立203
債務者　山田　辰雄
1　決定年月日時　平成28年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月２日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１２１６号
東京都青梅市新町９丁目３番地の１トリヴァンベール美船Ｂ201
債務者　青山　敏夫
1　決定年月日時　平成28年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月２日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第２６０５号
横浜市旭区中希望が丘14番地２　ホワイトハウスさとう201号
債務者　太田　利明
1　決定年月日時　平成28年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３３号
熊本県山鹿市鹿校通３丁目１番32号　沖団地２―５―16号室
債務者　有働　悦子
1　決定年月日時　平成28年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月10日午前11時
熊本地方裁判所山鹿支部破産係